

令和4年10月期支給分から 児童手当制度が一部変更されます

●所得上限限度額について

現在、児童を養育している方の所得が所得制限額以上(表①)の場合は、特例給付として児童1人当たり月額一律5,000円を支給しています。

令和4年10月期支給分から、児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上(表②)の場合、児童手当等は支給されません。児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

児童を養育している方の所得が、①以上②(所得上限限度額)未満の場合、法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。

	【現行】		【令和4年10月期以降】	
	①所得制限限度額		②所得上限限度額[新設]	
扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人(前年度に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人(児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人(児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人(児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人(児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人(児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

●令和4年度から現況届の提出が原則不要となります

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要となります。

【現況届の提出が引き続き必要な方】

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で児童手当を受給している方
- ・配偶者と離婚協議中で別居されている方
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方

※現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※上記の方で、現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

令和4年度分 病児・病後児保育室「オーロラ」の利用登録について

令和4年度分の病児・病後児保育室利用事前登録の受付を開始します。令和3年度に登録された方も令和4年3月末で登録期間が終了しますので、改めて手続きが必要です。いざという時にスムーズに利用できるようにお早めに登録をお願いします。

受付場所 子ども家庭課窓口

受付時間 月～金(祝日除く) 8:30～17:15

事前登録に必要なもの

①健康保険証 ②福祉医療費受給者証 ③母子手帳

※詳細については町HPをご覧ください。登録用紙もダウンロードできます。

